

## 高知県立図書館視覚障害者等サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 高知県立図書館利用規程（以下「規程」という。）第35条（障がい者サービス）の規定に基づき、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）が実施する視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）に対する次の視覚障害者等サービスを実施するにあたり必要な事項を定める。

- (1) 利用を制限されている資料のうち、視覚障害者等のために作成された点字・DAISY録音図書等（以下「DAISY録音図書等」という。）の貸出し（以下「DAISY録音図書等貸出サービス」という。）。
- (2) 視覚障害者等に対する特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク（以下「サピエ」という。）におけるDAISY録音図書等のデータ等を提供するネットワークサービス（以下「サピエ図書館サービス」という。）。
- (3) 図書等を対面で音訳するサービス（以下「対面音訳サービス」という。）。

(利用対象者)

第2条 視覚障害者等サービスを受けることができる者は、著作権法第37条第3項に規定する視覚障害者等とし、別表1に例示する状態にあつて、視覚により認識する著作物をそのままの方式では利用することが困難な者とする。

(利用カードの交付)

第3条 視覚障害者等サービスを受けようとする者は、事前に別記第1号様式（視覚障害者等サービス利用カード申込書）に、氏名、住所等を記入のうえ、それらを証明するに足りるものを添えて申込みする。

- 2 県立図書館は、別表2を用いて、前条に規定する利用対象者であるかを確認する。
- 3 前項の確認後、該当者には、規程別記第2号様式による利用カードを交付する。

(貸出しDAISY録音図書等)

第4条 DAISY録音図書等貸出サービスにおける貸出しDAISY録音図書等は、次のものとする。

- (1) 県立図書館が所蔵しているDAISY録音図書等。
- (2) 県立図書館がサピエ図書館サービスからDAISY録音図書等のデータを受信できるものについて、CD盤に書き込んで作成するCD盤DAISY録音図書等。
- (3) 前2号で貸出しすることができないDAISY録音図書等については、他の公共図書館等が所蔵しているDAISY録音図書等を、県立図書館がその公共図書館等から借り受けることができるDAISY録音図書等。

(DAISY録音図書等の貸出し手続き等)

第5条 DAISY録音図書等の貸出しを受けようとする者は、郵送又は電子メール等で別記第2号様式（DAISY録音図書等借受申込書）により、事前に申込みする。

- 2 前項の申込みができない場合は、電話等で県立図書館に直接申込みすることができる。
- 3 DAISY録音図書等を含む資料の同時に貸出しを受けることができる数は、1人につ

き10点以内とし、貸出期間は、1ヶ月以内とする。ただし、第4条第3号に規定するDAISY録音図書等については、県立図書館が借り受ける公共図書館等の貸出期間とする。

4 DAISY録音図書を再生することができない視覚障害者等については、県立図書館が所有するDAISY録音図書再生機器を、DAISY録音図書の貸出しに合わせ貸出しすることができる。

5 視覚障害者等が、高知県立図書館宅配貸出サービス要綱第2条（対象者）の規定に該当する場合は、同要綱の規定に基づき住所等に宅配することができる。ただし、貸出し可能なDAISY録音図書等は、第4条第1号及び第2号とする。

（サピエ図書館サービスの利用）

第6条 第3条による利用登録者は、サピエ図書館ホームページからサピエ個人会員に登録することにより、サピエ図書館サービスを直接利用することができる。

（対面音訳サービスの実施場所及び実施時間）

第7条 対面音訳サービスの実施場所は、県立図書館の対面音訳室又は南国市立図書館とする。

2 実施時間は、県立図書館又は南国市立図書館のそれぞれの開館時間内とし、1回につき2時間以内とする。

（対面音訳サービス利用申込方法）

第8条 対面音訳サービスを利用しようとするときは、原則として利用する5日前までに、利用しようとする県立図書館又は南国市立図書館に予約をする。

（対面音訳する資料）

第9条 対面音訳の対象とする資料は、原則として県立図書館又は南国市立図書館に所蔵する資料とするが、利用者の個人的生活情報についても、求めがあれば配慮する。

（対面音訳サービス協力者）

第10条 対面音訳サービスは、県立図書館の職員又は対面音訳サービスの実施機関等が実施した対面音訳関係の研修講座等を受講した協力者（以下「音訳協力者」という。）が行う。

2 音訳協力者は、あらかじめ別記第3号様式（対面音訳サービス協力者登録書）により登録しなければならない。

（報告書作成）

第11条 音訳協力者は、対面音訳を実施したときは、別記第4号様式（対面音訳サービス実施報告書）を作成しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、平成23年4月1日から平成23年8月31日の間に、第1条第3号の対面音訳サービスを利用した者については、この要綱の各条項により行われたものとみなす。

別表 1

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他県立図書館長が認めた障害

## 利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	障害者手帳の所持 [ ] 級
	精神保健福祉手帳の保持 [ ] 級
	療育手帳（愛の手帳）の所持 区分 [ ]
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

(障害の種類) 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動－上肢、運動－移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫

(確認を受けた者)

本人       代理人 (本人との続柄 (      ) 氏名 (      ))

(確認した者)

県立図書館職員名 (      )